

別表

やまぐち未来アスリート育成・強化拠点支援事業 補助対象経費・補助基準額一覧

競技体験会や通常練習等、効果的に育成・強化を図る事業における必要経費のうち、以下の経費を補助対象とする。また、補助対象者は競技団体が主体等であるクラブチーム等の指導者（外部指導者を含む）及びメンバーとする。

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
報償費	報償費	招へいする県外指導者（講師・助手）への謝金	【講師】 1人1日：25,000円を限度する実費 【助手】 1人1日：5,000円を限度とする実費
旅費	運賃	選手・指導者及び講師（県外指導者、県外招へいチームを含む）の運賃 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	鉄道、バス等の実費 30円/km
	宿泊費	指導者及び講師（県外指導者を含む）の宿泊費	1人1泊9,800円（朝・夕食代を含む）を限度とする実費 〔夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代：1,500円、朝食代：700円を限度とする実費とし、総額9,800円を限度とする〕
需用費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代等	実費 1個（式）あたり30,000円未満
		2 ボール等の用品及びテーピング・アイシング用具等 3 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	実費
役員費	器具・用具運搬料	用具等の運搬に係る搬送代	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料 器具・用具の借上料 宿泊施設の借上料 車両（タクシー、レンタカー（ガソリン代を含む））の借上料 有料道路の使用料 大会への参加料等	実費
その他		※30,000円を超える競技用具（購入前に要相談）	実費

注1）練習着、シューズ、サポーター等の個人で使用するものについては補助対象外とする。また、ユニフォームについても補助対象外とする。

注2）通信費（電話、郵便、振込料等）、保険料は補助対象外とする。

注3）消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4）その他については、通常の活動で特に必要と認められるもの。（競技用具購入理由書を提出）

注5）実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は競技団体会長名とする。